工作物の新築、改築、除却（法２６）

（乙の４）

（工作物の新築、改築、除却）

|  |
| --- |
| １．河川の名称　　　準用河川　　　　　川水系　　　　　川２．目　　的　　　３．場　　所　　　宇部市　　　　　　　　　　　　　　　地先（右岸）　　　宇部市　　　　　　　　　　　　　　　地先（左岸）４．工作物の名称又は種類　　　５．工作物の構造又は能力　　　 ６．工事の実施方法　　７．工　　期　　　自　令和　　年　　月　　日　　　至　令和　　年　　月　　日（許可の日から　　か月）８．占用面積　　　９．占用の期間　　　自　令和　　年　　月　　日　　　至　令和　　年　　月　　日（許可の日から　　か月） |

　備　考

　　１．「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。

　　２．河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載しないこと。

　　３．許可を受けた事項の変更の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。